

しばぞのキッズ こうようキッズ 運営規程

(事業の目的)

第1条 しばぞのキッズ こうようキッズ(以下「事業者」という)は、児童福祉法(昭和22年 法律第164号 第34条の8の2第1項)の規程に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの(以下「利用児という」)につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、利用児の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって利用児の健全な育成を図ると共に、本事業を通じて保護者の仕事と子育ての両立を支援するものとする。

2 事業者は、保護者及び利用児(以下「利用者」という)の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行う。また、利用者の国籍、人種、信条、障害の有無、家庭環境、又は保護者の社会的身分による差別的取扱いを一切しないものとする。

3 事業者は、利用者の使用する食器、洗面設備、その他の設備及び飲用に供する水について、清潔かつ衛生的に管理し、及び衛生上必要な措置を講じるものとする。

4 事業者は、感染症、又は食中毒が発生、或いは蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるとともに、明るくて健康的な環境を整備し、必要な医薬品を備え、これらの管理を適正に行うものとする。

5 事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、保護者及び地域社会に対し、当該事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めるものとする。

6 事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

7 前4項のほか、事業者は、児童福祉法、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)」、及び「富山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月29日 条例第46号(令和3年3月30日施行)」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、運営に取り組むものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業者の名称及び所在地(以下「事業所」という)は、次のとおりとする。

(1) 施設① 名称:しばぞのキッズ 所在地:富山市鹿島町二丁目2番9号

(2) 施設② 名称:こうようキッズ 所在地:富山市太郎丸西町一丁目4番3号

(職員の種類、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の種類、員数(※通常平日の配置数)、及び職務の内容は次の通りとする。

(1) 放課後児童支援員:1名以上(自治体の長が行う研修を修了したもの)

補助員:原則1名以上(利用児の人数により増減することがある)

(2) 職員は、常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の向上に努め、利用児に適切な遊び及び家庭的な雰囲気をもった生活の場を与えて、その健全な育成を図るために、保険管理、行事の企画実施、施設の管理、危機管理、保護者との連絡調整、学校などの関係機関との連絡調整、事業内容の向上のため

の研修、情報の共有、運営の記録、定期的な職員会議の開催、諸経費の管理などの職務を行う。また、利用者に対して差別的取扱いや心身に有害な影響を与える行為を行わない。

(開所日及び開所時間)

第5条 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

(1) 開所日

原則、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、お盆(8月13日から16日まで)、及び年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)を除く日

(2) 開所時間

ア 小学校の開校日; 放課後から 20:00 まで

イ 小学校の休業日(土曜日を含む); 7:00 から 20:00 まで

2 事業者は、特に必要があると認めたときは、前項の規程にかかわらず、臨時に、開所日に閉所し、若しくは開所日以外の日に開所し、又は開所時間を変更することができる。この場合、あらかじめ、保護者に一斉配信メールなどで周知するものとする。

(支援の内容)

第6条 事業所で行う支援は次のとおりとする。

◆ 集団と個別

- 異年齢の児童の集団として、児童相互の話し合いと集団的な遊び等を多く取り入れ、相互理解と信頼を高め、友情を育てるように支援
- 文化(言語・生活習慣等)の違う児童同士が理解しあえるように援助

◆ 育成支援

- 情緒や協調性、創造力などが助長されて、心身ともに発達するような遊びを計画
- 放課後の解放感と活動性が発揮できるよう個別的、集団的に支援

◆ 生活習慣

- 利用児が健全な社会活動を営む上で必要となる人格形成を目的とし、挨拶をする、手洗いやうがいをする、自分の持ち物をきちんと整理するなど、基本的な生活習慣を習得できるように育成支援
- 食育の視点に立ち、おやつなどの提供を通じた育成支援

◆ 宿題の習慣化

- 利用児の学習の手助けをし、自主的に毎日宿題をする習慣を身に付けられるように支援

◆ 保護者との連携

- 一人ひとりの児童の特性に応じて、その状況を理解し、利用児童の毎日の様子や相談事などを日々の連絡帳や専用アプリなどを通して保護者と連携

2 事業者は、利用児の健全育成に資する各種の学習教室や習い事(以下「学習教室」という)を開設することができるものとする。

(保護者が支払うべき料金負担額等)

第7条 利用者は ①登録料金 ②利用料金 ③特別料金 ④学習教室 の4つの料金を支払うものとする。

- ① 登録料金(別紙同意書・申込書の裏面の区分を参照ください)
- ② 利用料金(別紙同意書・申込書の裏面の料金表を参照ください)
- ③ 特別料金(別紙同意書・申込書の裏面の特別料金の内訳を参照ください)

前項の保護者負担額の他、支援の内容により、実費を徴収することがある。この場合、あらかじめ、保護者に対し、支援の内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

2 前項の ②利用料金 の 区分 free について次のとおり減免制度を設けるものとする。

- (1)生活保護世帯:利用料金の区分 free について 75%減免
- (2)住民税非課税世帯:利用料金の区分 free について 75%減免
- (3)ひとり親の世帯:利用料金の区分 free について 50%減免
- (4)兄弟姉妹 3 人以上の世帯:兄弟姉妹の利用料金の区分 free について下記の減免

[同一年度に利用の兄弟姉妹:2 人目;25%減免、3 人目;50%減免、4 人目以降;75%減免]

3 前項の(1)～(4)以外に、保護者の失業、家族の介護負担、事故や被災等々の特殊事情があり、事業者 に個別相談があった場合、事業者の職員会議で審査の上、利用料金について保護者の家計に配慮した割引を設定することができる。

4 保護者は事業者が指定した期日までに事業者を利用予定を原則としてインターネット経由で提出するものとし、予定変更や追加申し込みがあった場合は、(1)～(3)の通り、特別料金を負担する。

- (1) 基本時間外の当日キャンセルは、特別料金 500 円を負担。
- (2) 時間外などの利用については、別紙同意書・申込書の裏面の特別料金を負担。

※ 基本時間帯以外の時間帯の利用申し込みはお受けできない場合があるものとする

5 学習教室は月謝制とし、欠席されても月謝(負担額)は減額されないものとする。

6 事業者は、前月末締め保護者負担額、及び前項の実費を、当月10日までに請求し、保護者は自動振替、または当月20日までに原則として、事業者が指定する銀行口座への振り込みまたは現金を事業所へ持参する等の方法により納付するものとする。

7 施設利用やオプション利用の解約、学習教室の退会などは30日前までに申し出るものとする。

(事業所の面積及び定員)

第8条 しばぞのキッズの建築面積は155㎡、専用区画は102 ㎡である(事業所の定員は 50 人)である。及び、こうようキッズの建築面積は 138 ㎡、専用区画は 100 ㎡である(事業所の定員は 50 人)である。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、芝園、五福、中央、堀川、西田地方、光陽の各小学校区とする。ただし、これを越えて利用することを妨げるものではない。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第10条 保護者は、事業所が提供するサービスを利用するに際しては、次に掲げる内容に留意すること。

- (1) 利用者が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法により事業所に届け出ること。
- (2) 感染症等の発生により、他の利用者への感染が拡まる恐れがあると認められる場合は、事業者は保護者に対して利用中止を求めることができる。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第11条 事業者は、別途定める「危機管理マニュアル(安全対策を含む)」に従い対応するものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業者は危機管理の対処方法を定め、日頃から安全管理、安全指導、危機対応に取り組むものとする。

(苦情解決)

第13条 事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、その行った支援に関し、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をおこなうものとする。

3 連絡窓口は、事業者のメール npokidsi@gmail.com または 代表電話 076-471-7456 の島隆之とする。或いは、富山県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会 076-432-3280 に申し立てることができる。

(個人情報の保護)

第14条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の情報を洩らさないものとする。

2 事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の情報を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業者及び職員は、利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他利用者の心身に有害な影響を与える行為を行わないものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備し、また会計に関する諸記録を整備し、県および市が定める期間、保存するものとする。

2 事業者は、職員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は必要に応じて整備し保護者に周知するものとする。

(利用契約)

第17条 保護者は、事業者より別途提示される同意書、及び関連書類一式を提出し、登録料を支払うことで、事業所の利用契約が成立するものとする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。